

ケアマンション創生の里

重要事項説明書

施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 若草会
法人所在地	大分市大字野田306番地の2
電話・FAX	電話：097-549-0012 FAX：097-549-5750
代表者氏名	理事長 安東 真英
設立年月	昭和49年2月16日

2. ご利用施設

施設の種類	軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設の目的	1人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された施設で、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況になっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。
施設の名称	ケアマンション創生の里
施設の所在地	〒870-0868 大分市大字野田313番地の6
電話・FAX	電話：097-549-5525 FAX：097-549-5750
施設長氏名	安東 真英
施設の運営方針	高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入所者の自主性尊重を基本として、入所者が明るく心豊かに生活できるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とします。
開設年月日	平成4年6月1日
入所定員	50人

3. 居室等の概要

当施設の居室及び主な設備は以下のとおりです。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	40	1人当たり面積 21.7 m ²
1人部屋 (特室)	2	〃 33.0 m ²
2人部屋	4	〃 33.0 m ²
合計	46	
食堂・集会室	1	
サロン・相談室	1	
調理室	1	
浴室	1	男女兼用大浴室

4. 職員の配置状況

当施設では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤・非常勤の別
施設長	常勤 1名(兼務)
生活相談員 (主任)	常勤 1名
介護職員	常勤 2名
用務員	非常勤 1名
宿直員	非常勤 2名以上
事務員	常勤 1名
嘱託医師	非常勤 1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
相談員・介護職員	早番 7:30～16:30
	遅番 10:00～19:00

5. 施設サービスの概要と利用料金等

(1) 当施設が提供するサービス

食 事	<p>栄養士の立てる献立により栄養と入所者の身体状況に配慮し、バラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>(食事時間) 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00</p> <p>ただし、季節によって時間を変更することがあります。</p>
入 浴	<p>入浴は毎日とし、入所者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行います。</p>
健康管理	<p>嘱託医により年2回の健康診断を行い、健康管理に努めます。</p>
相談及び援助	<p>当施設は、入所者及びその家族から入所者の生活についてのご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p>
社会生活上の便宜	<p>当施設では、入所者からの要望を考慮し、年間行事計画を作成し、教養娯楽、日常生活支援、サークル等の支援を行います。</p>

(2) 入所中の医療について

医療を必要とする場合は、どこの医療機関でも受けることができますが、入所者の希望により、下記協力機関において診療や入院・加療を受けることもできます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院・加療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院・加療を義務付けるものでもありません。)

協力医療機関	<p>名 称：三愛メディカルセンター 所在地：大分市大字市字大坪26番地の1 診療科：外科・胃腸科・脳神経外科・整形外科・形成外科・呼吸器外科・内科・循環器科・神経内科・呼吸器科・泌尿器科・眼科・肛門科・放射線科・リハビリテーション科 電 話：097-541-1311</p>
協力医療機関	<p>名 称：わかくさ診療所 所在地：大分市大字野田271番地 診療科：内科・呼吸器科・アレルギー科・循環器科 消化器科・小児科・神経科 電 話：097-549-0119</p>
協力歯科医療機関	<p>名 称：アルプス歯科医院 所在地：大分市中戸次前田1448 診療科：訪問診療 電 話：097-548-8115</p>

(3) 入所一時金、利用料金及び利用料のお支払い方法

① 入所一時金 1 部屋 50 万円

(毎月 5,000 円からの分割払いも可能です。)

②基本利用料(月額)

対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1,500,000 円以下	10,000 円	46,940 円	15,590 円	72,530 円
1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000 円	46,940 円	15,590 円	75,530 円
1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000 円	46,940 円	15,590 円	78,530 円
1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000 円	46,940 円	15,590 円	81,530 円
1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000 円	46,940 円	15,590 円	84,530 円
1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000 円	46,940 円	15,590 円	87,530 円
2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000 円	46,940 円	15,590 円	92,530 円
2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000 円	46,940 円	15,590 円	97,530 円
2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000 円	46,940 円	15,590 円	102,530 円
2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000 円	46,940 円	15,590 円	107,530 円
2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000 円	46,940 円	15,590 円	112,530 円
2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000 円	46,940 円	15,590 円	119,530 円
2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000 円	46,940 円	15,590 円	126,530 円
2,700,001 ~ 2,800,000 円	68,080 円	46,940 円	15,590 円	130,610 円
2,800,001 ~ 2,900,000 円	68,080 円	46,940 円	15,590 円	130,610 円
2,900,001 ~ 3,000,000 円	68,080 円	46,940 円	15,590 円	130,610 円
3,000,001 ~ 3,100,000 円	68,080 円	46,940 円	15,590 円	130,610 円
3,100,001 円以上	68,080 円	46,940 円	15,590 円	130,610 円

(ア) 利用料は、サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用からなります。

(イ)11 月から 3 月は、冬期暖房費として 2,150 円が加算されます。

(ウ) サービスの提供に要する費用は、入所者の前年の収入額によって徴収額が定められます。

※収入証明資料の提出について

入所時及び入所後は毎年（7 月頃まで）、サービスの提供に要する費用徴収額の算定基礎となる収入証明資料が必要となりますので、前年分の収入証明資料又はその写しを漏れなく提出して下さい。なお、租税・社会保険料・医療費等の控除を受けたい方は、その領収書を提出して下さい。

(注) 収入証明資料とは、前年分の年金支給額通知書・源泉徴収票・確定申告書等ですが、これらが無い場合は年金等が入金された通帳の写しを提出して下さい。

- (エ) 夫婦で入所する場合のサービスの提供に要する費用や、2人部屋を1人で使用する場合の費用は、別途料金を頂きます。
- (オ) 電気料は実費を、水道料は毎月定額の3,000円を頂きます。
- (カ) 駐車場希望者には、駐車場(有料)を斡旋します。
- (キ) 別途料金にて、有料サービスがご利用になれます。
- (ク) 月の途中の入退所の場合の利用料は、「利用料の細則」に基づいて計算します。
- (ケ) 利用料等については、あらかじめ納付額の通知書を発行致します。
- (コ) 利用料等は、毎月15日(金融機関が休みの場合は翌営業日)に口座振替しますので残高を確認しておいて下さい。口座振替が出来なかった場合は振込票をお渡ししますので、即日振り込んでください。
- (サ) 利用料等は、それに関する法令の改正があったときに改訂します。

6. 日常生活の規律について

別紙「ケアマンション創生の里入所者の皆様へお願い」をご覧ください。

7. 退所について

- (1) 都合により退所しようとするときは、1ヶ月以上前に届け出て下さい。
- (2) 入院期間が3ヶ月以上に及ぶ時は、退所となります。但し、入所者の希望・医師の診断等によって、引続き在所を認めることもあります。
- (3) 次のような場合には意に反して退所して頂くことがあります。
 - (ア) 不正またはいつわりの行為によって入所したとき。
 - (イ) 正当な理由なく利用料等を滞納したとき。
 - (ウ) 病気その他の為に他の利用者に迷惑をかける等、共同生活に不適當な場合
- (エ) 日常生活が自力でできず、介助が必要となったとき。但し、施設長が認めた場合はこの限りではありません。
- (オ) 金銭の管理、各種サービスの利用について、自分で判断ができなくなったときは施設長又は嘱託医の判断によります。
- (カ) その他入所契約に違反したとき。

8. 苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当施設における苦情の 受付窓口	苦情受付窓口（担当者） （職名）主 任 （氏名）林田 愛 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時～17時
--------------------	--

9. 秘密保持について

- （1）施設及び施設の職員は、正当な理由がない限り、サービスの提供に際して知り得た入所者及び入所者のご家族の秘密を漏らしません。
- （2）施設は、施設の職員が退職後も就業中に知り得た入所者及び入所者のご家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。

10. 緊急時における対応

- （1）施設は、入所者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに、嘱託医または協力病院等に連絡をとる等必要な措置を講じます。
- （2）施設は、入所中に天災その他の災害が発生した場合は、施設長の指示のもと、緊急時マニュアルに基づき、入所者の避難等の措置を講じます。また、緊急時に備え、別途定める消防計画に基づき、定期的に避難訓練を実施致します。

11. 事故発生時の対応

- （1）施設は、サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村・入所者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- （2）施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により入所者の生命・身体に損害を及ぼした場合は、入所者に対してその損害を賠償します。

12. 個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、入所者のサービス向上及びサービスの提供に係る契約後のサービスの実施において使用させて頂き、他に流出しないよう注意し、適切・安全に取り扱います。また、情報の変更・訂正・削除が必要な場合は当施設までご連絡ください。

13. 人権擁護、高齢者虐待防止について

- （1）虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- （2）虐待の防止のための指針を整備し、定期的実施する研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。
- （3）職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、利用者

や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

14. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じております。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

15. 業務継続計画策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。

- (2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

ケアマンション創生の里

管理者職名 施設長 氏名 安東 真英 ㊟

説明者職名 _____ 氏名 _____ ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者住所 _____

ご氏名 _____ ㊟

入所者代理人ご住所 _____

ご氏名 _____ ㊟

※この重要事項説明書は、入所者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成20年11月1日施行

令和6年4月1日一部改正